

令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和5年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	3
第 3 号	令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	4
第 4 号	令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について	5

令和5年度補正予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

第1号

令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	22,828,186千円	35,500千円	22,863,686千円
第3項 特別損失	11,232千円	15,500千円	26,732千円
第4項 予備費	50,000千円	20,000千円	70,000千円

(債務負担行為の補正)

第3条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算第5条の債務負担行為の追加及び変更は、「別表 債務負担行為補正」による。

別 表				
債 務 負 担 行 為 補 正				
追 加				
事 項	期 間	限 度 額		
水道料金等コンビニエンスストア等収納事務	令和6年度 ～ 令和9年度	千円 148,749		
東讃地区広域監視システム設置工事	令和6年度	180,000		
変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西讃地区広域監視システム設置工事	令和6年度	千円 500,000	令和6年度	千円 600,000
	～ 令和7年度		～ 令和7年度	

予 算 外 議 案

(第 2 号 ~ 第 4 号)

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p style="text-align: center;">（災害派遣手当等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p style="text-align: center;">（災害派遣手当等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

第3号

令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金2,981,060,122円のうち、1,709,720,008円を資本金に組み入れ、1,225,855,468円を減債積立金に、40,626,602円を建設改良積立金に、4,858,044円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

第4号

令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金269,964,857円のうち、108,517,091円を資本金に組み入れ、59,452,055円を減債積立金に、42,361,773円を建設改良積立金に、59,633,938円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

令和五年十一月香川県広域水道企業団議定例会議案

香川県広域水道企業団